

盛岡市監査委員告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 24 年 12 月 28 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 上下水道局及び盛岡市立病院事務局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

24 盛水総第 164 号
平成 24 年 11 月 29 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局総務課 ）

ア 公印の使用にあたり、使用承認を得ていないものが 4 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

イ 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 3 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

ア 公印の使用について

(1) 措置の内容

盛岡市上下水道局公印規程に基づき、総務課に公印使用簿を備え付けるとともに、公印の適正な使用方法について、公印管理総括者である総務課長から各課長等に対し指導するとともに局内に周知を図った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印の使用に際し、未決裁等により原議を添えることができない場合に、公印規程に規定されている公印使用簿を備え付けず口頭のみで使用を承認していたもの。

今後は、公印使用簿を備え付ける等、公印規程を遵守した適正な公印使用を行うこととし、公印使用簿を使用した場合は、公印取扱主任と担当課起案者との相互チェックにより、速やかに決裁後の原議を確認することにより再発防止に努める。

イ 時間外勤務手当について

(1) 措置の内容

支給額に誤りがあったものについて、勤務実績に基づき再度算定を行い、平成 24 年 7 月 5 日までに手続きを行った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人、庶務担当者、決裁権者の確認不足により発生したもの。

今後は、課長、総務係庶務正副担当及び総務係長がチェックを行うほか、チェックシートを活用し課員全員で確認する体制を取り再発防止に努める

24 盛水総第 164 号
平成 24 年 11 月 29 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 経営企画課）

ア 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

イ 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

ア 公印の使用

(1) 措置の内容

公印管理総括者である総務課長からの指導に基づき、総務課に備え付けられる公印使用簿を使用し、盛岡市上下水道局公印規程を遵守した適正な公印使用を行うよう、課長から課員全員に指導した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

未決裁等の原議について、公印取扱主任から口頭による承認で公印を使用したもの。今後は、公印使用簿を使用する等、公印規程を遵守した適正な公印使用を行うこととし、公印使用簿を使用した場合、起案者と総務課公印取扱主任の相互チェックにより、速やかに総務課から決裁後の原議の確認を受けることにより再発防止に努める。

イ 時間外勤務手当について

(1) 措置の内容

平成 24 年 6 月 28 日までに返納を完了した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

決裁権者、本人及び庶務担当者の確認不十分によるものである。

今後は、命令を受けた職員はもちろんのこと、決裁権者及び庶務担当者は命令内容を相互に確認のうえ確実に決裁することを徹底し、再発を防止する。

24 盛水総第 164 号
平成 24 年 11 月 29 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 給排水課 ）

- ア 公道内給水管撤去工事に当たり、契約金額を確定せずに施工通知が送付されている事例が 7 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- イ 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 5 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- ウ 指定工事事業者証の交付に当たり、事業の休廃止を届け出た事業者に指定工事事業者証を返納させていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- エ 休日勤務手当の支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該休日勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

ア 契約金額を確定せずに施工通知が送付されている事例について

(1) 措置の内容

盛岡市上下水道局財務規程に基づき、適正な事務の執行を行うよう課長から課員全員に周知及び指導した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

実施何から契約までの事務手順について、担当者の安易な判断及び上司を含む職場のチェックの不徹底による事務執行の誤りであった。今後は盛岡市上下水道局財務規程に基づく適正な事務処理を行うことを課員に徹底し、上司及び決裁権者のチェックを厳重に行なうこととした。

イ 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないもの

(1) 措置の内容

公印管理総括者である総務課長からの指導に基づき、総務課に備え付けられる公印使用簿を使用し、盛岡市上下水道局公印規程を遵守した適正な公印使用を行うよう、課長から課員全員に指導した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

未決裁の原議について、総務課で公印使用簿を備えていなかったことから、総務課の公印取扱主任から口頭による承認により公印を使用したもの。

今後は、総務課に備え付けられる公印使用簿を使用する等、公印規程を遵守した適正な公印使用を行うこととし、公印使用簿を使用した場合、起案者と総務課公印取扱主任の相互チェックにより、速やかに総務課から決裁後の原議の確認を受けることにより再発防止に努める。

ウ 事業の休廃止を届け出た事業者指定工事事業者証を返納させていないもの

(1) 措置の内容

盛岡市水道事業給水条例施行規程に基づき、適正な事務の執行を行うよう課長から課員全員に周知及び指導した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

盛岡市水道事業給水条例施行規程の運用について、所属長はじめ担当者の認識不足によるものであった。今後は、施行規程に基づく適正な事務の執行に努める。

エ 勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるもの

(1) 措置の内容

盛岡市上下水道局の企業職員の給与に関する規程に基づき、7月13日までに返納の手続きを行った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

B勤務であることの見落としが原因である。今後は係員全員での確認及び庶務担当者の再確認とチェックの複数体制により、再発防止に努める

24 盛水総第 164 号
平成 24 年 11 月 29 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 みず管理課）

業務委託の履行確認に当たり、単価契約品目以外の品目について、当該金額の根拠となる書類が添付されていない事例が 10 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

工事完了報告書の決裁に当たっては、根拠となる添付書類の有無の確認を徹底するよう課内全員に周知及び指導した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

単価契約品目以外の品目について、見積書を工事完了報告書に添付せず、別綴りとして保管していた。

担当者には決裁書類に必ず根拠書類の添付を行なうよう指導するとともに、決裁権者及び上司には確認の徹底を指示した。今後は、再発の防止のため、工事完了報告書の決裁時、添付書類チェックリストを作成し添付するよう業務マニュアルの見直しを行なう。

24 盛水総第 164 号
平成 24 年 11 月 29 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 水道管路課）

- ア) 業務委託契約の履行に当たり、要領に定める書類が添付されていない事例が 15 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- イ) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 10 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- ウ) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- エ) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告書の誤記載により、支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うこと求める。
- オ) 作業手当の支給に当たり、所属長の確認を得ていない作業について、作業手当が支給されているものが 2 件見られた。当該作業手当について、返納の手続きを求める。

2 措置の状況

ア 業務委託契約の履行に当たり、要領に定める書類が添付されていない事例

(1) 措置の内容

平成 23 年度配・給水管等修繕工事業務委託（単価契約）に係る道路使用許可証の不備については、受注者から写しの提出を求め工事完了報告書に添付した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

工事完了報告書について、添付資料の十分な内容確認がなされていなかったことが原因である。今後は、チェックリストを作成し、確認漏れの無いように努める。

イ 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないもの

(1) 措置の内容

盛岡市上下水道局公印規程に基づき、総務課に公印使用簿を備え付けるとともに、公印の適正な使用方法について、公印管理総括者である総務課長から各課長等に対し指導するとともに局内に周知を図った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

未決裁の原議について、総務課で公印使用簿を備えていなかったことから、総務課の公印取扱主任から口頭で承認を受け公印を使用したもの。今後は、総務課に備え付けられる公印使用簿を使用する等、公印規程を遵守した適正な公印使用を行う

こととし、公印使用簿を使用した場合、起案者と総務課公印取扱主任の相互チェックにより、速やかに総務課から決裁後の原議の確認を受けることにより再発防止に努める。

ウ 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていないもの

(1) 措置の内容

監査の指摘に基づき当該時間外勤手当については、6月5日までに返納の手続きを行なった。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

時間外勤務手当等については、決裁者、庶務担当者及び本人の確認不足によるもの。今後は、新様式及びチェックリストにより決裁権者、本人、各係長及び庶務担当が厳重にチェックを行い、再発防止に努める。

エ 時間外勤務手当の支給額に誤りのあるもの

(1) 措置の内容

監査の指摘に基づき当該手当については、6月5日までに追給の手続きを行なった。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

時間外勤務時間について、集計時のチェック不十分が原因である。今後は時間外勤務集計欄を区分毎に色分けし、誤記載が無いようにするとともに、決裁権者、上司、本人及び庶務担当者が必ず再確認することとし、再発防止に努める。

オ 所属長の確認を得ていない作業について、作業手当が支給されているもの

(1) 措置の内容

監査の指摘に基づき当該手当については、7月3日までに返納の手続きを行なった。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

作業手当について、集計時のチェック不十分が原因である。今後は確認印漏れを防ぐため新様式への変更及びチェックリストにより決裁権者、上司、本人及び庶務担当者の確認を徹底し、再発防止に努める。

24 盛水総第 164 号
平成 24 年 11 月 29 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 下水道整備課）

公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

公印管理総括者である総務課長からの指導に基づき、総務課に備え付けられる公印使用簿を使用し、盛岡市上下水道局公印規程を遵守した適正な公印使用を行うよう、課長から課員全員に指導した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

未決裁の原議について、総務課で公印使用簿を備えていなかったことから、総務課の公印取扱主任から口頭による承認により公印を使用したもの。

今後は、総務課に備え付けられる公印使用簿を使用する等、公印規程を遵守した適正な公印使用を行うこととし、公印使用簿を使用した場合、起案者と総務課公印取扱主任の相互チェックにより、速やかに総務課から決裁後の原議の確認を受けることにより再発防止に努める。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 条関係）

24 盛水総第 164 号
平成 24 年 11 月 29 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 玉山事務所 ）

業務委託契約に当たり、特記仕様書に定める提出書類を徴取していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

業務委託契約書の内容を再点検したうえで、必要な提出書類を徴取した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

特記仕様書に定める提出書類について、提出状況を確認せず事務処理に適性を欠いたもの。今後は、業務委託契約書に定める提出書類の提出状況を本件に限らず、即時に決裁権者、担当者、上司で確認し合うことにより再発防止に努める。

盛岡市監査委員 熊谷喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 市立病院事務局総務課）

- (1) 行政財産使用料の算定に当たり、諸経費相当額の算定に誤りが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 25 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数の算定の誤りにより、支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うことを求める。
- (4) 扶養手当の算定に当たり、異動年月日の認定誤りにより、扶養手当及び期末手当の支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該扶養手当及び期末手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (5) 通勤割増賃金の支給に当たり、当該日数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該通勤割増賃金について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況等

(1) 行政財産使用料の算定について

ア 措置の内容

行政財産使用料の算定に当たり、諸経費相当額である電気料金の算定方法を使用実績算定による方法に 8 月分以降変更した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

行政財産使用料のうち諸経費相当額について、当初実績把握ができない項目があったことからカタログ値等を参考に想定値で算定し、以後見直さずそのままの方法で実施してきたものである。前例をよく確認せずに処理してきたことが原因であることから、決裁権者及び担当者等関係職員が相互にチェックすることにより、今後このようなことのないよう努めます。

(2) 公印の使用について

ア 措置の内容

市立病院公印規程を改正し公印使用の厳格化を図った。また、公印の適正使用について、公印管理者に対し注意を行ったほか、院内会議において徹底を図った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

決裁中であることや、原議を持参しない場合でも、後で確認することとして公印使用を認めながら、後日の確認を怠っていたことが原因である。規定の見直し等の措置を図り、公印管理者及び公印取扱者による使用時の確認の徹底を図ります。

(3) 時間外勤務手当の支給について

ア 措置の内容

勤務時間数の算定誤りが生じたものについて、正しい区分及び時間数で支給額を算定し、次のとおり追給の措置を行いました

追給措置 時間外勤務手当 1件 9,070 円（追給日：平成 24 年 8 月 8 日）

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因は、時間外・休日等勤務命令表の時間外勤務区分の記載誤り及び決裁者による決裁内容の確認の不足である。

今後は決裁者の確認を徹底するとともに、集計時における確認体制を強化し、再発防止に努めます。

(4) 扶養手当の算定について

ア 措置の内容

扶養手当及び期末手当の支給額に誤りが生じたものについて、正しい異動年月日により支給額を算定し、返納の手続きを行いました。

返納措置 扶養手当及び期末手当 1件 40,300 円（返納日：平成 24 年 8 月 9 日）

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因は、扶養手当の認定における扶養資格喪失日の確認に用いた添付書類の確認不足である。認定事務の関係職員に確認項目を周知するとともに、決裁者の確認の徹底を図ります。

(5) 通勤割増賃金の支給について

ア 措置の内容

通勤割増賃金の支給額に誤りが生じたものについて、正しい日数により支給額を算定し、返納の手続きを行いました。

返納措置 通勤割増賃金 1件 210 円（返納日：平成 24 年 9 月 4 日）

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

臨時職員の転居に伴う通勤割増賃金の支給額変更が月半ばで生じたが、当該月の賃金算定時に該当日数の算出を誤ったことが原因である。今後は決裁者の確認を徹底するとともに、集計時における確認体制を強化し、再発防止に努めます。

盛岡市監査委員 熊谷喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 7 月 4 日付け 24 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 盛岡市立病院医事課）

- (1) ワクチン接種料等の請求に当たり、決裁を得ていないものが 7 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) ワクチン接種料等の請求関係について

ア 措置の内容

適正に事務処理を行うよう決裁権者及び担当者を指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

件数が多かったため、決裁に漏れがあったことが原因である。

今後は、決裁の印漏れが起きないように、決裁時において決裁権者の確認を徹底するとともに、決裁後担当者が確認を必ず行うことで適正な事務の執行に努めることとした。

(2) 公印使用承認関係について

ア 措置の内容

市立病院公印規程を改正し公印使用の厳格化を図った。また、公印の適正使用について、公印管理者に対し注意を行ったほか、院内会議において徹底を図った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

決裁中であることや、原議を持参しない場合でも、後で確認することとして公印使用を認めながら、後日の確認を怠っていたことが原因である。規定の見直し等の措置を図り、公印管理者及び公印取扱者による使用時の確認の徹底を図ります。